

令和6年度「さぬき讃シリーズ」プロモーション事業委託業務仕様書

1、趣旨

本業務は、「さぬき讃シリーズ」サポート店の店頭などにおいて、県内の消費者に「さぬき讃シリーズ」をはじめとする県産ブランド農産物をPRすることで、それらの認知度向上と消費拡大を図る。また、生産者の顔が見える農産物として、魅力や美味しさを広く発信することで、売場でのPR力向上を目指す。さらに、「さぬき讃シリーズ」の魅力伝える動画を制作し、消費者の「さぬき讃シリーズ」のブランドイメージ向上を図る。

2、委託者

かがわ農産物流通消費推進協議会 会長 早川 茂

3、委託業務の内容

(1) かがわ「旬のイチオシ！」農産物フェアの企画・運営

県内の消費者に対して、「さぬき讃シリーズ」をはじめとする県産ブランド農産物の認知度向上を図るため、次に定める期間中、「さぬき讃シリーズ」サポート店において、農産物フェアを円滑かつ効果的に実施できるよう企画・運営を行うこと。

《「かがわ「旬のイチオシ！」農産物フェア」の概要》

- 実施期間：令和6年7月～令和7年2月
- 実施場所：「さぬき讃シリーズ」サポート店 12店舗（予定）
なお、店舗は委託者と協議のうえ、決定する。
- 実施内容：フェア開催期間中（2日間程度）のうち単日3時間程度、店内に設置された特設コーナーで、生産者やさぬき讃サンはなやか大使、PRキャラクター（ベジィさん、おいでまいちゃん（着ぐるみ））等が店頭に立ち、「さぬき讃シリーズ」や、「おいでまい」等、旬の県産ブランド農産物をPR販売する。

《委託内容》

1) PRスペースの企画・運営

県産ブランド農産物のイメージ向上につながるようなPRスペース（5㎡以上）のレイアウトや運営等について、企画提案するとともに、会場の設置・撤去を行うこと。

フェア運営に関する打ち合わせへ、月3回程度出席すること。

○会場設営、撤去について

- ①会場設営・会場撤去 24回（2回/店舗×12店舗）
※日時・時間帯は、委託者と協議の上決定

②装飾品等搬出、保管

・フェア終了後、次の店舗での開催までの期間、装飾品等を保管しておくこと。

○会場装飾

①PRスペース展示用横断幕の作成

PRスペースの展示用横断幕（縦45cm×横180cm、カラー4色、シルク印刷、防災素材）について提案し、30部を作成すること

②県産ブランド農産物（さぬき讃ベジタブル等）のPR映像の放映

来店者に、県産ブランド農産物をPRするため、動画放映機材を準備するとともに、フェア期間中PRスペースにおいて、協議会等が保有する「香川の野菜」や（2）の委託で作成した動画等を放映すること。

③試食提供による旬の農産物PR

フェア24回程度で、宣伝販売促進員（マネキン）を手配し、試食用食材を準備し、調理提供する。なお、フェア1回あたりの実働時間は、4時間程度とする。

○ 「さぬき讚シリーズ」等品目

月	イチオシ品目 (例)
7月	①さぬき讚ベジタブル：金時いも、アスパラガス、ミニトマト、きゅうり ほか ②さぬき讚フルーツ：桃、シャインマスカット、ピオーネ、ハウス小原紅早生 ほか ③さぬき讚フラワー：キク、ヒマワリ ほか
8月	①さぬき讚ベジタブル：金時いも、ミニトマト、青ねぎ、なす（三豊なす） ほか ②さぬき讚フルーツ：桃、シャインマスカット、ピオーネ、ハウス小原紅早生 ほか ③さぬき讚フラワー：キク、ヒマワリ ほか
9月	①さぬき讚ベジタブル：金時いも、アスパラガス、きゅうり、なす（三豊なす） ほか ②さぬき讚フルーツ：シャインマスカット、ピオーネ、梨 ほか
10月	①さぬき讚ベジタブル：金時いも、ミニトマト、きゅうり、青ねぎ ほか ②さぬき讚フルーツ：さぬきゴールド、ピオーネ ほか
11月	①さぬき讚ベジタブル：レタス、ブロッコリー、ミニトマト、青ねぎ ほか ②さぬき讚フルーツ：さぬきゴールド、さぬきキウイっこ ほか ③その他：おいでまい
12月	①さぬき讚ベジタブル：レタス、ロメインレタス、リーフレタス、ブロッコリー、 青ねぎ、ミニトマト、金時にんじん、なばな、パセリ ほか ②さぬき讚フルーツ：小原紅早生、香緑、さぬきひめ ほか ③さぬき讚フラワー：キク、マーガレット、ラナンキュラス、カーネーション ほか
1月	①さぬき讚ベジタブル：レタス、ロメインレタス、リーフレタス、ブロッコリー、 大根、金時にんじん、パセリ、まんば、食べて菜 ほか ②さぬき讚フルーツ：小原紅早生、不知火、香緑、さぬきひめ ほか ③さぬき讚フラワー：キク、マーガレット、ラナンキュラス、カーネーション ほか
2月	①さぬき讚ベジタブル：レタス、ロメインレタス、セルリー、青ねぎ、キャベツ、大根、 なばな、アスパラガス、パセリ ほか ②さぬき讚フルーツ：さぬきひめ、香緑 ほか ③さぬき讚フラワー：キク、マーガレット、ラナンキュラス、カーネーション ほか

2) キックオフイベントの運営

○開催日時：令和6年7月中旬

○開催場所・内容（案）

場所は委託者と協議のうえ、決定する

①「さぬき讚シリーズ」等県産農産物販売（かがわ「旬のイチオシ！」農産物フェア）

②関係者による挨拶、テープカットおよびプレゼント配布

《委託内容》

○機材等の設営・撤去・運搬

・ポータブル音響機材類およびテープカット用品のレンタル

・配布用プレゼント（農産物）の準備

(2) 「さぬき讚シリーズ」PR 動画の制作

上記（1）フェアで使用する動画を下記のとおり制作すること。

1) 規格等

項目	内容
テーマ	①キウイフルーツ「さぬきゴールド」 ②キウイフルーツ「香緑」
制作本数	2本
動画の時間	各1分程度
利用形態	①県ホームページ（YouTube 利用）での動画配信 ②関係団体ホームページ等での公開 ・Facebook ページ「かがわ農産物応援団」 (https://www.facebook.com/kagawanousanbutsu/)

	<ul style="list-style-type: none"> ・HP「香川県卸売青果ネットワーク」(https://www.kagawa831.net/) ③県・協議会関係施設及び県・協議会主催イベント会場等での放映 ④県内量販店及び県アンテナショップ等にプレイヤーを設置し放映 ⑤県・協議会が行う広報やレシピ作成での静止画データ・レシピ内容の公開 <p>なお、この他に様々なメディアへの掲載に取り組むこととしています。</p>
--	---

《委託内容》

○内容

- 1) テーマに基づく番組の台本作成、取材（取材先農家は協議会が選定）、撮影、装飾、ナレーション、編集、校正、音楽、エンコード等
- 2) コーディネート（テーマ農産物は協議会が提供）
- 3) 協議会や取材先農家との打ち合わせ
- 4) 協議会による映像コンテンツの内容確認及び調整作業
- 5) 上記利用形態①～④で使用するため、動画DVDを作成し協議会へ納品
- 6) 上記利用形態⑤で協議会が使用するデータを協議会へ提供
- 7) 第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合の必要な権利処理

○構成等

- 1) 県内外の消費者を意識し、生産者の顔が見えるとして、魅力や美味しさを表現することで、商品を手に取りたくなるような、県産農産物のPR力向上につながる内容とする。
- 2) 「さぬき讚シリーズ」の特徴※、生産現場の状況が分かる内容の動画を鮮度が伝わるような映像を用いて作成すること。

キウイフルーツ「さぬきゴールド」（生産現場撮影時期：9～10月頃）：

世界最大級の大きさ（1果あたりの重さは200g前後）で、艶やかな黄金色の果肉が特徴。糖度は、一般的なキウイよりも3度程度高く、非常に甘い。また、豊かな果汁とメロンのような食感を楽しめる。

キウイフルーツ「香緑」（生産現場撮影時期：10～11月頃）：

俵型の外観とエメラルドグリーン美しい果肉色が特徴。糖度が一般的なキウイよりも2度以上高く、ジューシー。通常の約1.5倍のたんぱく質分解酵素を含み、お肉と一緒に料理すると、お肉が柔らかくなる。

- 3) 10代後半～30代の若い世代に向けた内容の動画を作成すること。
- 4) 動画は大型スクリーンだけでなく、SNS投稿や小型ディスプレイで流すことも想定すること。また、YouTube等にアップロードする際のサムネイルについて、訴求力のあるものにする。
- 4) 音声がかえれない場合を想定し、映像だけでなく文字も使用した内容とする。

○成果品及び納入数

- 1) 次の形式をCD-RまたはDVD-Rで納品すること。
 - ①MP4形式（最低画質）：6部
 - ②MP4形式（高画質（フルハイビジョン以上））：3部
 - ③フラッシュビデオ（flv）形式：2部

- ④ウィンドウズ・メディア・ビデオ（wmv）形式：2部
- ⑤DVDビデオ形式：3部
- ・各DVDの表面には、「委託業務名」及びMP4形式などの名称を記載すること
- ・DVDと合わせて、台本（2部）も提出すること

4、委託期間：契約締結日から令和7年3月21日（金）まで

5、その他

- (1) 青果物の写真が必要な場合には、香川県及び一般財団法人かがわ県産品振興機構が所有する写真を提供することができる。
- (2) 受託者は、業務着手前に業務工程表を作成し、協議会に提出すること。
- (3) 業務の詳細な内容については協議会と協議して実施すること。本仕様書に定めのない事項及び不明な点が生じたときは、その都度、協議すること。
- (4) 業務の実施に伴い必要となる物品等については、委託金額に含むものとする。
- (5) 業務終了後に実施状況や消費者の意見を内容に含み報告書を作成し、提出すること。
- (6) 委託料の支払いは、完了払いとする。
- (7) 本事業の成果物並びデザインの著作権は協議会に帰属するものとする。この成果物の中に第三者の著作物が含まれている場合は、受託者はあらかじめ当該第三者の書面による契約により当該著作物に係る著作権を受託者に譲渡させたいうえて、当該成果物等を協議会に引き渡すものとする。協議会は、この成果物に係るアイデア、コンセプト等について、対価を払うことなく自由に使用できるものとし、協議会が必要と判断する限りにおいて、本事業に係る契約の満了又は解除等契約終了のいかんを問わず、契約の終了後も継続するものである。
- (8) 他社の印刷物などから、写真、イラスト等を利用する場合には、著作権や著作権の侵害などの問題が生じることのないよう受注者において必要な手続きをとること。
- (9) 受託者は、この契約による業務を実施するため個人情報を取り扱うに当たっては、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号）及び別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。
- (10) 新型コロナウイルス感染症の感染防止等の天災その他社会経済情勢等により、事業が中止となった場合や業務の完了に影響がでた場合は、別途、変更契約を締結し、業務が完了した部分の経費を上限（但し、契約額以内で、県が適切と認める範囲に限る。）に委託料を支払うものとする。